

サービスをご利用になる前に、必ずご一読ください。

第1条 (利用規約)

1. 本利用規約は、ニフティ株式会社 (以下「ニフティ」といいます。)が提供する「NifMo あんしん保証 for SIM フリー」(以下「本サービス」といいます。)の利用にかかわる一切に適用されます。
2. ニフティが本規約とは別に発表する本サービスの説明、案内、利用上の注意等は、名目いかんにかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。
3. ニフティは、ユーザーの了承を得ることなく本利用規約を随時変更することができるものとします。変更後の本利用規約は、ニフティが本サービスのホームページ上に掲載した時点でユーザーに通知したものとみなし、当該時点より効力が生じるものとします。

第2条 (用語の定義)

本利用規約で使用する用語の定義は、個々の条項の中で定義つけられるものを除き、以下のとおりとします。

- (1) 顧客: 本サービスの利用を申し込み、ニフティが承諾した者
- (2) 対象機器: ニフティが提供する MVNO サービス「NifMo」(以下「NifMo」といいます。)の SIM カードを使用して通信を行ったスマートフォンまたはタブレット端末。但し、電池パック等の付属品は含まないものとし、OS は Android または iOS に限ります。
- (3) 代替品: 本サービスにより、対象機器に第3条第1項に定める故障等が発生し、修理不能な場合に、当該対象機器の代替品としてニフティが提供するスマートフォンまたはタブレット端末
- (4) 利用契約: 本サービスの利用に係るニフティと顧客間の契約

第3条 (本サービス)

1. 本サービスは、対象機器に以下の各号に定める故障等 (以下、総じて「故障等」といいます。)のいずれかが生じた場合、対象機器の修理または代替品の有償提供を行うサービスです。
 - (1) 自然故障: 対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態の下で発生した故障をいいます。ただし、対象機器の消耗、変質、変色、傷、汚損、塗装の剥離等その他類似の症状を含まず、以下同様とします。
 - (2) 偶発的破損: 落下、水漏れ、その他急激な外力により発生した偶然の事故による対象機器の全損または一部の破損をいいます。
2. 修理または代替品の有償提供を行うことができる対象機器は、顧客が第6条第1項に定める故障等の申請を行った日から遡って90日以内に、NifMo の SIM カードを使用して通信を行ったことをニフティが確認することができた対象端末に限るとします。なお、NifMo の SIM カードを使用して通信を行ったことの確認は、顧客が通信した際に、対象機器のIMEI をニフティが自動取得することにより行うものとします。
3. 対象機器に初めてNifMo の SIM カードを使用して通信を行った日から30日を経過したときから、サービスの契約期間中までを、対象機器の修理または代替品の有償提供を行う期間とします。ただし、本条第1項第1号に定める自然故障の場合は、当該対象機器の発売日の属する月を起算月とする36カ月間に限ります。
4. 対象機器の修理または代替品の有償提供は、第5条第1項に定める利用契約成立日から起算して翌年の利用契約成立日の前日までの1年間に、2回までを限度とし、翌年以降も同様とします。
5. 対象機器の修理金額または有償提供する代替品の代金 (第4条第2項に定める交換代金は除きます。)は40,000円 (税込) を上限とします。当該上限を超過する対象機器の修理金額または提供する代替品の代金が発生する場合、顧客は、当該超過する金額を自ら負担するものとします。

第4条 (利用料金)

1. 本サービスの月額利用料金は380円 (税抜) とし、第5条第1項に定める利用契約成立日が属する月から発生するものとします。
2. 代替品の有償提供には、当該提供が何回目であるかに応じて、以下の各号に定める交換代金がかかります。
 - (1) 1回目の場合、4,000円 (税抜)
 - (2) 2回目の場合、8,000円 (税抜)
3. ニフティは、本サービスの月額利用料金を、NifMo の利用料金と合算して顧客に請求するものとします。

第5条 (利用契約の成立)

1. 利用契約は、顧客にならうとする者が、ニフティの定める手続に従い利用契約の申し込みを行い、ニフティがこれを承諾し、顧客が対象機器に初めてNifMo の SIM カードを使用して通信を行ったときに成立します。
2. ニフティは、@nifty 会員規約に定める申し込みの不承諾事由に該当すること等を理由に、顧客からのNifMo サービス契約の申し込みを承諾し

なかった場合、第1項に定める利用契約の申込を承諾しないことがあります。

第6条 (故障等の申請)

1. 顧客は、対象機器について故障等が発生した場合、発生の日を超算点として10日以内に、ニフティが別途定める申請窓口に対し、当該対象機器について故障等が発生した旨を申請するとともに、当該故障等が発生した対象機器を、ニフティの指定する受付窓口に自己の費用負担により配送するものとします。
2. 前項に定める対象機器について故障等が発生した旨の申請を行う際、顧客は、当該対象機器に記載されている「IMEI」(International Mobile Equipment Identity) と呼ばれる識別番号を、ニフティに通知するものとします。「IMEI」の確認ができない場合、本サービスの対象外となる場合があります。
3. 顧客がニフティの指定する物品以外の物品を配送した場合、ニフティは、顧客が当該物品の所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、これをニフティが適当と判断する方法により処分することができるものとします。
4. ニフティは、顧客が配送した対象機器を検査し、当該対象機器を修理するか、または代替品を提供するかを決定して、顧客に対して電話で通知します。
5. 顧客は、前項に定めるニフティからの決定通知に同意しない場合、ニフティにその旨申し出るものとし、この場合、ニフティは、顧客が配送した対象機器を、顧客の費用負担により顧客に返送します。
6. サービス利用時に「修理同意書」および「購入証跡 (機器購入時の領収書等)」を別途ご提出いただく場合があります。

第7条 (本サービスの対象)

以下の各号のいずれかに該当するとニフティが判断した場合は、本サービスの対象外とします。

- (1) 顧客の不適切な使用または不適切な維持および管理に起因する故障等の場合
- (2) 喧嘩その他の暴力行為等の顧客による反社会的な行為に起因する故障等の場合
- (3) 戦争、内乱、暴動、労働争議、騒じょう、核燃料物質・放射能による汚染、テロリズム行為に起因する故障等の場合
- (4) 対象機器にインストールされているソフトウェアやアプリケーション自体の障害の場合
- (5) 紛失または盗難、国その他公的機関による没収、差押による場合等、顧客の手に故障等が発生した対象機器がない場合
- (6) 故障等が第3条第3項に定める期間外に発生した場合
- (7) ユーザーの申告による故障症状がニフティにより再現確認ができない場合
- (8) 対象機器が顧客自らまたは顧客が依頼した業者による分解、改造、一部機器の交換等によって販売時の状態から大幅に改変されていると判明した場合
- (9) 対象機器に技適マークが付されていない場合
- (10) NifMo の SIM カードを使用した通信に支障のない破損
- (11) 本サービス以外の保険または保証を用いて、修理または保証が可能な場合

第8条 (対象機器のデータ移行)

顧客は、第6条第1項に定める対象機器の配送に先立ち、対象機器に格納または記載された一切のデータ (電子メールデータ、画像データ、音源データ、アプリケーションデータその他一切のデータを含みます。ただし、初期状態に対象機器にインストールされているアプリケーション、保存されているデータは除きます。) を、自らの責任により、全て消去するものとします。ニフティは、受領した対象機器に格納または記載されていたデータについて、その消失を含め、一切責任を負いません。

第9条 (修理、有償提供の取消)

ニフティは、受領した対象機器の確認を行った結果、当該対象機器に生じた故障等が第7条に定める本サービスの対象外事由に該当すると判断した場合は、当該対象機器の修理または代替品の有償提供を取消することができるものとします。この場合、ニフティは、受領した対象機器を当該顧客に返送します。かかる返送に要する送料、その他作業関連の諸費用は、顧客の負担とします。

第10条 (代替品)

1. 本サービスによりニフティが顧客に有償提供する代替品は、ニフティが指定する端末機器の中から顧客が選択するものとします。
2. 代替品には、新品とリフレッシュ品があります。ニフティは、代替品の提供の際、任意にいずれを提供するかを選択できるものとします。顧客はこれに対し異議をのべないものとします。

第11条 (修理完了品、代替品の引渡)

1. ニフティは、顧客の登録住所に、ニフティ所定の配送業者により修理完了品または代替品を配送します。

2. 対象機器の修理金額が40,000円 (税込) を超過していた場合、ニフティは、当該超過分の金額の支払と引き換えに、修理完了品を顧客に引き渡します。
3. ニフティは、顧客が代替品の交換代金 (代替品の代金が40,000円 (税込) を超過する場合はその差額も含むものとし、本項において同様とします。) の支払と引き換えに、代替品を顧客に引き渡します。代替品の所有権は、顧客が交換代金の支払を完了した時点をもって、顧客に移転します。故障等をした対象機器の所有権は、顧客が交換代金の支払を完了した時点をもって、顧客からニフティに移転します。
4. 顧客の不在または登録住所の誤り等により、ニフティが別途定める期間内に修理完了品または代替品を顧客へ引渡が完了しない場合、ニフティは、当該顧客が修理完了品または代替品の受領を拒否したものとみなします。この場合、ニフティは、対象機器の修理または代替品の手配等に要した一切の費用 (修理完了品または代替品の配送費用を含みます。) を、当該顧客に請求できるものとします。

第12条 (返品)

1. 顧客は、前条により引渡を受けた修理完了品または代替品について、遅滞なく検品するものとします。当該修理完了品または代替品について、配送中の破損等、ニフティの責に帰すべき事由により瑕疵がある場合、顧客は、当該修理完了品または代替品をニフティに返品することができます。なお、この場合、顧客は、当該修理完了品または代替品を受領した日から起算して14日以内にニフティ所定の電話番号に返品する旨を連絡するものとします。
2. 顧客は当該修理完了品または代替品の返品を行う場合、ニフティが別途定める方法に従わなければならないとします。かかる返品に要する送料はニフティが負担します。
3. ニフティは、当該修理完了品または代替品の返品を受けた場合、再修理を行い、または新たな代替品を準備し、前条に準じて顧客に引渡します。

第13条 (貸出機)

1. 対象機器の修理または代替品との交換の期間中、ニフティは、希望する顧客に対し、Android のスマートフォンを無償で貸し出します。貸出機の貸し出しを希望する顧客は、第6条第1項に定める当該対象機器について故障等が発生した旨の申請と同時に、ニフティに対してその旨を申し出るものとします。
2. 前項の申し出を受けた場合、ニフティは、顧客の登録住所宛に、ニフティ所定の配送業者により、貸出機を配送し、故障等が発生した対象機器と引き換えに、貸出機を顧客に引き渡すものとします。なお、貸出機の配送に係る費用は、ニフティが負担します。
3. 顧客は、第11条第2項または第3項に定める修理完了品または代替品の引き渡しと引き換えに、貸出機をニフティに返却するものとします。貸出機の返却に係る費用は、顧客が負担します。
4. 貸出機が滅失、紛失、盗難等により、返却不能となった場合、また、返却時に破損、欠品、不備が生じた場合修理又は機器購入に係る費用は顧客が負担します。

第14条 (利用契約の解除等)

1. ニフティは、顧客が@nifty 会員規約等の解除事由に該当した場合、当該規定に基づき利用契約を解除することができます。
2. 前項解除権の行使は、ニフティから当該顧客に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
3. 本条第1項により利用契約が解除された場合、顧客は、当該時点でニフティに対して負担する本サービスの利用に係る一切の債務 (本サービス利用規約、@nifty 会員規約に基づく債務に限定されません。) につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに現金で一括してニフティに支払わなければならないとします。

第15条 (顧客による利用契約の解約)

1. 顧客が利用契約を解約しようとするときは、ニフティ所定の方法によりその旨をニフティに通知します。この場合、顧客からニフティに対してかかる通知があった日をもって、利用契約は解約となります。但し、申告のあった当月における月額利用料金の返金は行いません。
2. 顧客はNifMo を解除したとき、または@nifty を退会したときは、同時に利用契約も当該月をもって終了となります。

第16条 (業務委託)

ニフティは、本サービスの運用に係る業務の一部をキユーアンドエー株式会社に委託します。

(附則)

本サービス利用規約は、平成29年9月1日から施行実施します。